身近に広がる「貧困」(人権課題:ホームレス等)

日本国憲法第25条において、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として生存権が保障されています。しかし、日本は、「6人に1人が相対的貧困状態*1にある」といわれています。貧困の問題は、子ども、女性、高齢者、ホームレス、そして雇用・労働など多様な人権にかかわる問題です。日本の貧困について現状と課題を知り、貧困のない誰もが暮らしやすい社会にしていくために必要なことを考えてみましょう。

(*1 右ページ「キーワード」参照)

○ ホームレスとなる背景や理由について、次の資料1・2を読み、気づいたことを挙げてみましょう。その際、これまでの自分の知識やイメージとの比較や自分の身にも起こりうる可能性という点からも考えてみましょう。

資料1:ホームレスの人の体験談より

A さん: 両親を介護して生活が困窮しました。仕事を続けることも難しく、医療費や生活費のために、借金を 背負ってしまい、両親の死後、家賃も払えなくなり路上での生活となりました。

B さん: 工場で勤務していましたが、新型コロナウイルスの影響で経営が悪化し、リストラの対象となりました。社員寮を出ることになり、ネットカフェで暮らしながら仕事を探しましたが、年齢が壁となり、所持金が底をつきホームレスとなりました。

C さん: 十分な研修もなく「仕事が遅い」とみんなの前でののしられたり、できない仕事をわざと任されたりするなどのハラスメントを受けて、体調を崩して退職し、家賃が払えなくなりホームレスとなりました。

Dさん: 家庭の経済的な事情で、高校を中退して働こうと思いました。正社員になりたかったのですが、どこにも雇ってもらえず、アルバイトを転々としました。そのうち、病気になって働けなくなり、ホームレスにならざるを得ませんでした。

資料2:路上での生活に至った理由

順	理由	回答(%)
1	仕事が減った	26.8
2	倒産·失業	26.1
3	人間関係がうまくいかなくて仕事を辞めた	17.1
4	病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	16.9

(「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の調査結果 厚生労働省(平成28(2016)年)より作成)

○ ホームレスに関する人権問題

ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?

0 10 20 30 40 複数回答(%) 50 経済的に自立が困難なこと[49.0%] じろじろ見られたり,避けられたりすること[44.1%] 近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること[34.2%] 差別的な言動をされること[33.2%] 近隣住民や通行人等から嫌がらせを受けること[31.4%] アパート等への入居を拒否されること[25.0%] 就職・職場で不利な扱いを受けること[21.2%] 宿泊施設,店舗等への入店や施設利用を拒否されること[20.3%] 特にない・わからない[18.1%]

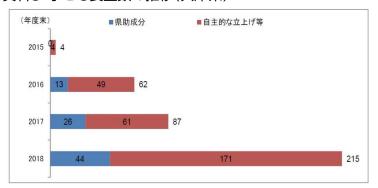
令和元(2019)年 10 月には、台風による 災害時に、ホームレスが避難所での受け入れ を拒否される事案が発生しました。

暴力については、過去に県内でも高校生に よるホームレス襲撃事件が発生しています。

(出典:「人権擁護に関する与論調査」内閣府、平成29(2017)年)

○ 子どもの貧困について、資料の3・4から、どのような課題 があるか考えてみましょう。

資料3:子ども食堂数の推移(兵庫県)



資料4:生活保護世帯の大学等進学率の推移(兵庫県)



(出典:資料3・4とも「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020~2024)」兵庫県、令和2(2020)年)

○ キーワード

◆ 相対的貧困

世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態。

その国の文化水準、生活水準と比較して、大多数よりも困窮している状態をさす。一方、飢餓等、人間として最低限の生命や生活を維持することが困難な状態を「絶対的貧困」という。

◆ ホームレスの自立の支援等に関する 特別措置法(ホームレス自立支援法、 平成14(2002)年)

ホームレスの自立支援やホームレスとなることの防止のために、ホームレスの人権に配慮し、必要な施策を講じることを目的とする。ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している。

◆ 「子どもの貧困対策の推進に関する 法律」(令和元(2019)年一部改正)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図ることを目的としている。これに基づき、「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、さまざまな対策が進められている。

日本には、生まれ育った環境や経済的な事情によって、生活環境や将来の自己実現において不利益を被っている子どもたちがいます。子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

○ 貧困解消に向けた取組

◆「学びたい気持ちを応援します」高等教育の修学支援新制度(文部科学省) 経済的な理由で大学・短期大学・専門学校等への進学や修学をあきらめないように、 授業料等の免除・減額と給付型奨学金で支援する制度



◆ 生活困窮者自立支援制度(兵庫県)

就業や住居などの生活全般の困りごとについて、相談者一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員や専門機関が連携して、解決に向けた支援を行う制度



考えてみよう

- Q1. ホームレスの人に対する偏見や差別が起こらないようにするために、どのようなことが必要か考えてみよう。
- Q2.子どもの貧困対策に向けた取組を調べ、自分にできることを考えてみよう。